

平成 24 年度 消費者庁の重点施策

消費者庁は、「消費者の権利」を尊重し、消費者の自立を支援する観点から、消費者行政を一元的に推進し、消費者の安全・安心と質の高い市場を実現することを目指しています。

平成 24 年度においては、消費者庁が消費者行政の司令塔として、消費者の立場に立って対応できるよう、昨年 3 月に閣議決定した「消費者基本計画」及び本年 7 月の「消費者基本計画の検証、評価及び見直し」を踏まえ、諸課題に取り組めます。

具体的には、消費者被害の防止のための情報の収集・分析の強化と迅速・的確な対応、厳正な法執行、消費生活の「現場」である地方消費者行政の強化、消費者事故の独立・公正・網羅的な調査体制や集団的消費者被害救済制度をはじめとする新たな仕組みづくりなどに重点的に取り組み、消費者行政の基盤づくりを加速化してゆきます。

【 項 目 】

- I 震災復興及び食の安全・安心確保に向けた取組の強化
- II 消費者被害の防止・救済のための新たな仕組み
- III 法執行体制の強化
- IV 地方消費者行政の強化及び消費者団体との連携
- V 消費者政策の発信力強化及び消費者教育の推進
- VI 国際的な取組の強化

I 震災復興及び食の安全・安心確保に向けた取組の強化

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故を受けた緊急対応のため、「地方消費者行政活性化基金」の増額措置を行うとともに、食の安全・安心の確保に向けた取組を強化するための体制整備を行います。

(1) 被災4県に対する「地方消費者行政活性化基金」の増額

各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応(復旧・復興に向けた消費者行政機能の回復・強化や食品の放射性物質検査等)により、被災4県(福島・宮城・岩手・茨城)では基金の取崩しに不足が見込まれるため、増額措置を行います。

(2) 食品と放射能に関するリスクコミュニケーションの全国展開

福島第一原子力発電所事故を受け、食の安全・安心確保に対する消費者の関心が高まっていることから、消費者の不安を取り除き、食品と放射能に関する理解を広げることが目的として、消費者と専門家が共に参加する意見交換会を全国各地で展開し、広範な層の消費者への浸透を図ります。

(3) 食の安全・安心確保に向けた取組強化のための体制整備

食品と放射能の問題に関する消費者への適時適切な情報提供等の業務と、食品安全基本法の基本的事項の改定等いわゆる食品安全一般に関する業務について、両者を統合的・一体的に運用し、消費者庁全体として、迅速かつ効果的な食の安全・安心の実現を目指す取組を強化します。

【主な概算要求】

[単位:百万円]

○被災4県に対する「地方消費者行政活性化基金」の増額	800(0)
○食品と放射能に関するリスクコミュニケーションの全国展開	31(0)

Ⅱ 消費者被害の防止・救済のための新たな仕組み

生命・身体分野の消費者事故等の調査体制の整備を行うとともに、多数の消費者に生じた被害の救済に関して、実効性ある制度の整備を行います。

(1) 消費者事故等の調査機関の設置

生命・身体分野の消費者事故等に幅広く対応できる事故調査機関として、有識者により構成される合議体（いわゆる8条機関）である「消費者安全調査会（仮称）」を消費者庁に設置します。事故調査に必要な権限を行使して事故の発生及び被害の原因を究明し、再発・拡大防止のための提言等を行う体制を整備します。（次期通常国会法案提出）

(2) 消費者被害救済制度（新たな訴訟制度、悪質な財産事案に対する行政措置）の整備

消費者被害は少額多数被害となる傾向があり、個々の消費者にとって個別に訴えを提起し被害回復を図ることが困難であることから、消費者のための新たな訴訟制度の導入の検討を進めます。

また、いわゆる悪質商法に相当する事案による深刻な消費者被害については、事業者が財産を隠匿・散逸させる場合が多く、被害が発生するとその回復が困難であることから、消費者の財産被害の発生・拡大を防止するための行政措置の導入の検討を進めます。（次期通常国会法案提出）

【主な概算要求事項】

[単位:百万円]

○消費者事故調査機関の設置	92(0)
○消費者被害救済制度の導入	52(12)※
※要求額の内数	

Ⅲ 法執行体制の強化

若者からお年寄りまで暮らしの安全を守るために、特定商取引法、景品表示法、食品表示に関する諸法律等の執行体制を強化します。

また、食品表示については、消費者に分かりやすい表示制度の実現のため、その一元化を図ります。

(1) 特定商取引法等の執行体制

消費者トラブルが積み重なるにつれて調査・処分等を行うべき事案の増加が見込まれることや、違反事案が巧妙化・複雑化していることなどに対応し、よりの確かつ厳正に悪質事業者に対処するため、執行体制の強化を図ります。

(2) 景品表示法等の執行体制

表示は、消費者が商品等を選択する際の重要な判断材料であることから、適正な表示がなされるよう、不当表示の取締り等、表示の適正化を推進するための体制の強化を図ります。

(3) 食品表示に関する法律の執行体制

食品の表示基準の違反に対し、JAS法や食品衛生法等の関係法律の連携した執行を強めるとともに、消費者への迅速かつ適切な情報提供を図るため、執行体制の強化を図ります。

また、健康食品等の虚偽・誇大表示等について一層の監視強化を行うとともに、表示の適正化を推進するため、健康増進法の執行体制の強化を図ります。

(4) 食品表示に係る法整備の推進

消費者に分かりやすい食品表示制度の実現のため、その一元化を図るべく、来年度中の法案提出を目指し、検討を進めます。

【主な概算要求事項】

[単位:百万円]

○消費者取引対策(特定商取引法等)	282(353)
○表示対策(景品表示法等)	110(128)
○食品表示対策(JAS法・食品衛生法・健康増進法等)	217(269)
○食品表示に関する一元化な法律の制定に向けた調査事業	56(40)※

※上記「食品表示対策」の内数

IV 地方消費者行政の強化及び消費者団体との連携

地域における食の安全・安心に関する取組や多様な主体による消費者問題への取組を支援するため、新たな交付金を創設します。

また、消費生活相談員を法的に位置づけるとともに、全国の消費生活センターを結ぶPIO-NETシステムの刷新を行います。

消費者団体・グループの活動の活性化や連携強化を図るための取組を進めていきます。

(1) 食の安全・安心のための地域消費者活動支援交付金

食の安全・安心の確保に対する消費者の関心が高まっていることを踏まえ、地方自治体に対する新たな交付金を創設し、地域における食の安全・安心に関する取組や、地域の子育て、環境、福祉、産業等に関わる多様な主体による消費者問題への取組を支援していきます。

(2) 地方消費者行政を支える基盤の整備

消費者行政の「現場」を担う消費生活相談員の役割・任務、求められる知識・能力を法令で明確化し、これを担保するための資格を法的に位置づけます。また、全国の消費生活センターを結ぶPIO-NETシステムの刷新を行うため、必要な検討を進めます。

(3) 地方消費者グループフォーラムの推進

消費者団体をはじめ、地域で活動している福祉、子育て、環境、産業等に関わる多様な主体が連携する場として、地方消費者グループフォーラムを引き続き開催し、消費者問題に取り組む住民の輪を広げていくことができるよう取り組みます。

【主な概算要求事項】

[単位:百万円]

○食の安全・安心のための地域消費者活動支援交付金	705(0)
○地方消費者グループフォーラムに必要な経費	38(27)

V 消費者政策の発信力強化及び消費者教育の推進

消費者問題の現状や課題、政府の取組等の全体像を分かりやすくまとめた「消費者白書（仮称）」を新たに作成するなど、消費者政策の発信力を強化します。

また、複雑化する消費生活の中で、持続可能な社会づくり等も考慮し、消費者が自主的・合理的に行動できる能力を身に付けていくことができるよう、消費者教育を体系的・総合的に推進します。

(1) 「消費者白書（仮称）」の作成

我が国の経済社会情勢が大きく変化する中で、適切かつ効果的な消費者政策を推進するためには、消費者の意識や政策ニーズを的確に把握する必要があるため、包括的な消費者意識調査を行います。そして、調査結果を踏まえ、消費者問題の現状や課題、政府の取組等の全体像を分かりやすくまとめた年次報告（「消費者白書（仮称）」）を新たに作成します。

(2) 消費者教育の体系的推進

「消費者教育推進会議」を開催し、消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体等が連携して、多様な消費者教育を体系的に進めます。

(3) 消費者教育用教材の活用

中学生・高校生向け副教材の活用状況のフォローアップや効果測定を行うとともに、それらを踏まえ新学習指導要領の内容に即した小学校高学年向けの消費者教育用副教材を作成・配布します。

(4) 障害者の消費者トラブル防止のための取組

視覚障害者向けに悪質商法の新たな手口や対処の方法等の注意喚起情報を音声化して普及を図るなど、障害者の消費者トラブルの未然防止に取り組みます。

【主な概算要求事項】

[単位:百万円]

○消費者意識調査、「消費者白書（仮称）」作成経費	66(0)
○消費者教育推進会議	5(2)
○消費者教育用教材の活用	42(47)
○障害者の消費者トラブル防止のための音声化資料の配布	7(0)※

※要求額の内数

VI 国際的な取組の強化

消費生活の国際化が急速に進展するなかで、諸外国の食品・製品・サービスによる消費者被害が多発しています。国際的な連携強化体制を整備し、二国間・多国間協力等を積極的に推進していきます。

(1) インターネット取引における消費者問題への取組強化

インターネットを活用した越境取引に関する消費者トラブルの解決のため、アジア及び欧米各国間の消費者相談窓口ネットワーク構築の実証実験を行い、将来運用する際の課題等について検討します。

(2) 二国間・多国間協力の推進

消費生活の国際化の進展に伴う二国間・地域間の消費者問題に迅速に対応するため、日中韓の政策対話等を引き続き推進するとともに、EPA 等における消費者保護に関する協力及び消費者政策当局間による協力関係構築に関する検討・協議を行い、国際的な連携を強化します。

また、OECD 消費者政策委員会や消費者保護及び執行のための国際ネットワーク(ICPEN)等での消費者問題に関する検討へ積極的に参画し、多国間レベルでの連携強化を図ります。

【主な概算要求事項】

[単位:百万円]

○インターネット取引における消費者問題に係る対応	59(33)
○国際連携の推進	63(52)